

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第551号）

2021年5月28日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 直近の重要政策

産業政策

- 『排出権登記管理規則（試行）』、『排出権取引管理規則（試行）』、『排出権決済管理規則（試行）』の発表に関する公告（生態環境部、5/17）
- 都市部駐車施設の発展推進に関する国家改革委等部門の意見に係る国務院弁公庁の通知（国務院、5/21）

金融政策

- 専属商業養老保険の試行展開に関する中国銀保監会弁公庁の通知（中国銀行保険監督管理委員会、5/15）

地方政策

- 『上海におけるグローバル資産管理センター建設推進の加速に関する若干意見』の発表に関する上海市人民政府弁公庁の通知（上海市政府、5/25）

■ 注目トピックス

生態環境部は5月17日、『排出権登記管理規則（試行）』、『排出権取引管理規則（試行）』、『排出権決済管理規則（試行）』を発表し、排出権取引の正式開始に向けたルール整備を進めています。生態環境部の劉友賓報道官は26日の記者会見で、今年6月末までに排出権取引を全国で開始する計画を明らかにしました。

国務院弁公庁は5月21日、国家発展改革委員会、住宅城郷建設部、公安部と自然資源部が策定した『都市部駐車施設の発展推進に関する意見』を承認・発表しました。近年、都市化の進展や自動車保有台数の増加に伴い駐車需要が拡大する中、都市部における「駐車難」（駐車場不足）の問題が深刻化しつつあります。中央政府はこれを解消するため、駅や交通ハブ、住宅街等における駐車施設の整備に加え、機械式立体駐車施設の整備やオンラインサービスの提供、駐車施設のシェアリング強化に取り組む方針も示しました。

上記法令の詳細については、次頁以降をご参照ください。

みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

『排出権登記管理規則（試行）』、『排出権取引管理規則（試行）』、『排出権決済管理規則（試行）』の発表に関する公告

（原文：关于发布《碳排放权登记管理规则（试行）》《碳排放权交易管理规则（试行）》和《碳排放权结算管理规则（试行）》的公告）

生態環境部公告 2021 年第 21 号

生態環境部 2021 年 5 月 17 日公布・実施

【主要内容】

- 全国排出権登録登記機関（以下、登録登記機関）が設立されるまでは、湖北排出権取引センターが全国排出権登録登記システムにおける口座開設や運営・保守等の業務を行う
- 全国排出権取引機関（以下、取引機関）が設立されるまでは、上海環境エネルギー取引所が全国排出権取引システムにおける口座開設や運営・保守等の業務を行う
- 登録登記機関は全国排出権登録登記システム（以下、登録登記システム）を通じ、国内のCO2排出権の保持、変更、決済、抹消等に対し登記を実施する
- 重点排出事業者及び規定を満たす機関と個人は、排出権の登記主体となる
- 登記主体ごとに開設できる登記口座は1つに限定される。登記主体は本人または当該事業者の名義で口座開設を申請しなければならない
- 登録登記機関は口座開設の申請受領後、申請資料の審査を行い、審査通過後の5営業日以内に口座開設を完了し、登記主体に通知する
- 全国排出権取引市場での取引品目はCO2排出枠であり、生態環境部は、国の関連規定に基づき、取引品目を適時に増やすことが可能である
- 排出権取引は全国排出権取引システムを通じ、協議譲渡（相対取引。大口取引を含む）、オークションまたはその他の方式で行われる。取引機関は取引方式によって異なる取引時間帯を設定することが可能である
- CO2排出枠取引は、人民元/tCO2eを価格単位、1tCO2eを最小注文単位とする
- 取引機関は取引方式によってそれぞれの1件当たり注文数の上限と下限を設定しなければならない。取引機関は市場のリスク状況に基づきその制限を調整することが可能である
- 日計り商い（デイトレード）は不可である。銘柄売却で得た資金を当日の取引に使用することは可能である
- 取引機関は取引方式によって異なる値幅制限を設定しなければならない。取引機関は市場のリスク状況に基づき値幅制限を調整することが可能である
- 取引機関は持高制限制度を導入する。取引機関は取引主体のポジション保持上限をリアルタイムで監視する。取引機関は市場のリスク状況に基づき、持高制限を調整することが可能である
- 取引機関は大口報告制度を導入する。取引主体の持高が取引機関により定められた大口報告基準に達する場合、取引主体は取引機関に報告しなければならない
- 取引機関はリスク提示制度を導入する。取引機関はリスク解消や注意喚起のため、取引主体に対し状況報告の要請、注意書及びリスク提示書の発行、取引制限などの措置をとることが可能である
- 取引機関は正常な市場運営を確保し、不可抗力等による損失を補填するため、リスク準備金制度を導入する
- 取引機関は異常取引監視制度を導入する。取引主体がルール違反で市場に大きな影響を及ぼす、または大きな影響を及ぼしかねない場合、取引機関は取引主体に対し以下の臨時措置をとることが可能である
 - ① 資金、銘柄の移動・取引を制限する
 - ② 当該口座の利用を制限する
- 不可抗力、取引機関の責に帰すべき事由によらない重大な障害等により、一部又は全部の取引が正常に遂行できない場合、取引機関は取引中止の措置をとることが可能である
- 登録登記機関は条件を満たす商業銀行を決済行として選定しなければならない。決済行は、排出権取引に参加してはならない

コメント：生態環境部は今年1月に『排出権取引管理弁法（試行）』を発表し、各級生態環境主管部門及び

市場参加者の責任、権利と義務を明確にした。生態環境部はまた、『企業温室効果ガス排出報告審査指南（試行）』、『企業温室効果ガス排出査定方法及び報告指南 発電施設』等を発表し、温室効果ガスの排出報告や査定、配分等の作業を実施し、排出権取引の正式開始に向けた地ならしを進めてきた。また、劉報道官は5月26日の記者会見で、中国で取引対象となるCO2排出量が40億トンを超えるとし、中国は世界最大の排出権取引市場になる見通しを示した

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202105/t20210519_833574.html

都市部駐車施設の発展推進に関する国家改革委等部門の意見に係る国務院弁公庁の通知

（原文：国务院办公厅转发国家发展改革委等部门关于推动城市停车设施发展意见的通知）

国弁函〔2021〕46号

国務院 2021年5月21日公布

【主要内容】

- 国務院弁公庁は、国家發展改革委員会、住宅城鄉建設部、公安部と自然資源部が策定した『都市部駐車施設の発展推進に関する意見』を承認・発表する
- 2025年までに都市部における駐車施設をメインとし、屋外駐車場及び路上の駐車区間をサブとした都市駐車システムの構築、2035年までに配置の適正化、スマート化、利便化が図られた都市駐車システムの全面的な構築を目指す
- 道路や広場、公園、バス停、ゴミ処理施設等公共施設の地下空間における駐車場、パークアンドライド駐車場の建設を支援する
- 機械式駐車設備の研究開発を強化し、自主開発ブランドの育成に注力する
- 駐車サービスのスマート化を推進する。ビッグデータやIoT、5G等の新技術を利用し、オンラインでの情報検索、予約、駐車料金の決済などを実現する
- 路上の駐車区間や駐車施設における料金決済の電子化を推進すると同時に、新エネルギー車、バス等に向けた充電施設の併設にも取り組む
- 安全管理の強化を前提に、公的機関及び国有企業・事業団体の駐車施設を一般に開放するシェアリングを支持する。商業施設やオフィスビル、観光地、体育館等の駐車施設の閑散時のシェアリングを奨励する
- 業態を問わず各種市場参加者による駐車施設の建設・保守、運営管理、設備の研究開発、製品供給、ITシステムの構築への参入を支援する。中小零細企業や個人による駐車施設の運営事業への参入を促すため、原則として駐車台数の下限を設けない
- 商業銀行等の金融機関が、駐車施設の財産権及び使用権を担保とした融資、ファイナンスリース、ABSなど多様な金融サービスを提供することを支援する

コメント：中央政府は深刻化する都市部の駐車場不足を解決するため、駐車施設の供給増加を図る政策意見を打ち出し、都市管理のレベル向上を目指す。また、各部門の役割分担を明確にし、政府を挙げて駐車施設の発展等を着実に推進する姿勢を見せた

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-05/21/content_5609800.htm

金融政策

専属商業養老保険の試行展開に関する中国銀保監会弁公庁の通知

（原文：中国银保监会办公厅关于开展专属商业养老保险试点的通知）

銀保監弁發〔2021〕57号

中国銀行保險監督管理委員會 2021年5月15日公布

【主要内容】

- 2021年6月1日より、浙江省（寧波市を含む）及び重慶市において専属商業養老保険（個人年金保険）

の試行を展開する。試行期間は1年とする

- 試行対象となる生命保険会社は、中国人民人壽保險、中国人壽保險、太平人壽保險、中国太平洋人壽保險、泰康人壽保險、新華人壽保險
- 試行対象となる生保会社は、加入が簡単、保険料の納付方法が柔軟で、収益が安定した専属商業養老保険商品を開発しなければならない
- 加入者は60歳満了となれば保険金を受け取ることが可能であり、受取期間は10年を下回らないこと
- 試行対象となる生保会社は、新業態・新モデル産業分野の就業者やフレキシブル・ワーカーに照準を合わせ、その年金需要に応えなければならない

コメント：専属商業養老保険商品の開発は、年金制度における「第3の柱（個人年金）」の整備の一環である。金融当局の幹部はこれに先立ち、様々な場で高齢化対策として第3の柱の活用を呼び掛けていた。第3の柱に関する試行作業は数年前から対象範囲を限定して行われてきたが、反響が薄いと指摘があった。しかし、2020年に入り、中国の人口が予想より早めにピークを迎えるとの観測が強まる中、第3の柱への取り組み強化を進めようとしていることがうかがえる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=983945&itemId=925&generalType=0>

地方政策

『上海におけるグローバル資産管理センターの建設推進の加速に関する若干意見』の発表に関する上海市人民政府弁公庁の通知

（原文：上海市人民政府办公厅印发《关于加快推进上海全球资产管理中心建设的若干意见》的通知）

滬府弁規 [2021] 6号

上海市政府 2021年5月25日公布、2021年6月1日実施

【主要内容】

- 2025年までアジアにおける資産管理のハブを作り上げ、グローバル資産管理センターとして世界上位都市に入ることを目指す
- 銀行理財会社、保険資産管理会社、金融資産投資会社、プライベート・バンキング、家族信託、投信販売会社などの誘致に積極的に取り組む
- 外資系証券会社、資産運用会社、年金管理会社、理財会社（合併）の設立を支持する
- 各種PE（プライベートエクイティ）、ベンチャーファンドの集積に取り組み、条件を満たす資産運用会社の上場を支持する
- 地元の店頭市場における未公開株投資やベンチャー投資にエグジットを提供するための持分譲渡システムの構築を支持する
- インフラ施設分野の不動産投資信託（REITs）、マネジャー・オブ・マネジャーズ（MOM）、ファンド・オブ・ファンズ（FOF）、養老保険、年金などの発展を後押しする
- 銀行、資産運用会社、証券会社などによる投資顧問免許の申請を支持する。銀行及び理財子会社、保険会社による地元の資産運用会社との連携を支持する
- グリーンボンドの発行規模を拡大し、ESG関連商品の開発を強化する
- 資産運用会社による次世代IT技術、AI、ブロックチェーン、インダストリアル・インターネット、5Gなどの利用を推進する。大手資産運用会社によるフィンテック子会社の設立を奨励する
- 人民元為替・金利デリバティブ商品等の品揃えに取り組む。域外市場との証券相互取引、投信商品の相互販売、預託証券の相互上場などを更に拡大する
- 銀行による取引所債券市場への投資を支援する。より多くの銀行、保険会社、資産運用会社等による国債先物取引への参加を推進する。銀行による商品先物市場への参入を検討する
- 資産運用商品による第三者割当増資や新株購入申込（オフライン方式）等への参加を支持する
- 多国籍企業によるファイナンス及び財務統括拠点の設立を奨励し、銀行間外為市場での取引参加を可能とする
- 中国本土における決済代理行によるカスタディアンへの転換を推進する
- 上海における外資系銀行による投信カスタディアン及び銀行間債券市場の主幹事免許の取得を支持す

る

- QFLP（適格海外投資事業有限責任組合）制度の試行対象となる外資側による中国本土での人民元建てファンドの管理を推進する。条件を満たす国内機関投資家によるQFLPへの参加を支援する
- QFLPによる中国本土での未公開株投資や第三者割当増資、メザニンファンド、PE・VCファンド、オルタナティブ投資などへの参加を推進する
- 国内機関投資家に加え、中国本土における外資系資産運用会社（外資独資私募ファンド）によるQDLP（適格国内投資事業有限責任組合）制度への参加を支持する。QDLPによる中国域外のPEファンド、未公開株、コモディティ、デリバティブ商品などへの投資を支持する
- アセマネ関連人材の誘致や育成に注力し、居住、在留、就労許可などの面で便宜を図る
- 条件を満たす資産運用会社、専門サービス事業者等の誘致に対し、登記手続きやオフィスの賃貸・購入、企業所得税から研究開発費用の追加控除等の税優遇策の享受などの面でサポートを提供する
- 本意見は6月1日より実施する

コメント：上海市政府は『上海市国民経済と社会発展第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標要綱』等に基づき、上海のグローバル資産管理センター構想の加速に向けた全体方針を打ち出した。最新の世界金融センター指数（GFCI）によると、上海は第3位であり、うち資産運用分野の評価ランキングは5位であった。2020年の資産運用規模について、上海市政府によると、上海は全国の約4分の1を占めた。また世界トップ20の資産運用会社のうち、17社が上海に進出済みであり、中国証券投資基金業協会に登録している外資系私募ファンド運用会社33社のうち、29社は上海に登録している。上海にて業務展開している金融機関1,674社のうち、外資系は3分の1を占めているとされる。本意見の実施により、外資系資産運用会社による上海市場への参入が更に進んでいくと予想される

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20210525/0faeb53db6514d569717451374f197af.html>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。